

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年 2 月25日
【計算期間】	第10計算期間(自 平成20年12月2日 至 平成21年11月30日)
【ファンド名】	アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株ファンド (以下、「当ファンド」または「ベビーファンド」という場合があります。)
【発行者名】	アライアンス・バーンスタイン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ティモシー・ファブリス・ライアン
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	森下 泰幸
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号 丸の内トラストタワー本館
【電話番号】	0 3 - 5 9 6 2 - 9 1 6 5
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株マザーファンド（以下、「マザーファンド」という場合があります。）受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な安定成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 （ ） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

単位型投信・追加型投信の区分・・・追加型投信

一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

投資対象地域による区分・・・国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産による区分・・・株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル （日本含む）	ファミリーファンド
一般	年2回	日本	
大型株	年4回	北米	
中小型株	年6回（隔月）	欧州	
債券	年12回（毎月）	アジア	ファンド・オブ・ファンズ
一般	日々	オセアニア	
公債	その他（ ）	中南米	
社債		アフリカ	
その他債券		中近東（中東）	
クレジット属性（ ）		エマージング	
不動産投信			
その他資産（投資信託証券（株式））			
資産複合（ ）			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

投資対象資産による属性区分・・・その他資産（投資信託証券（株式））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に株式へ投資しております。このため、商品分類表の投資対象資産（収益の源泉）は株式に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産（投資信託証券（株式））」に分類されます。

決算頻度による属性区分・・・年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域による属性区分・・・日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態による属性区分・・・ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

* 当ファンドが該当するもの以外の定義につきましては、社団法人投資信託協会のインターネットホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの特色

- a. アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な安定成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。
- b. TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとします。
- c. ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。

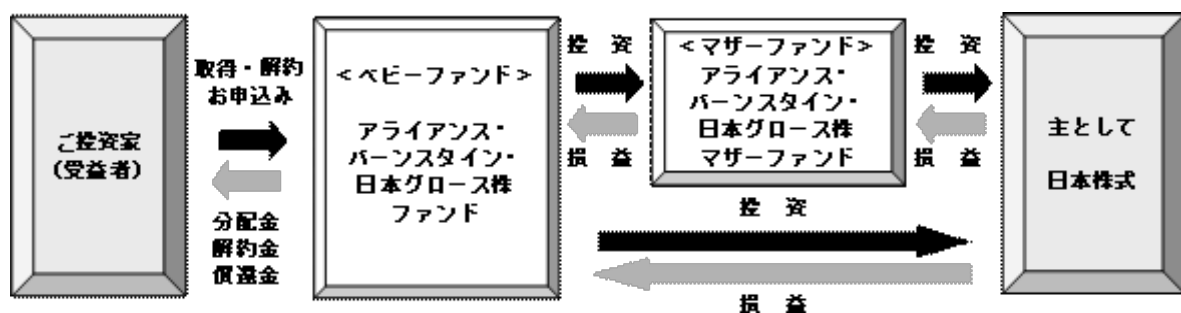
アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行うという仕組みです。

ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。マザーファンドの運用損益はすべてベビーファンドに還元されます。ただし、ベビーファンドから金融商品等に直接投資する場合もあります。

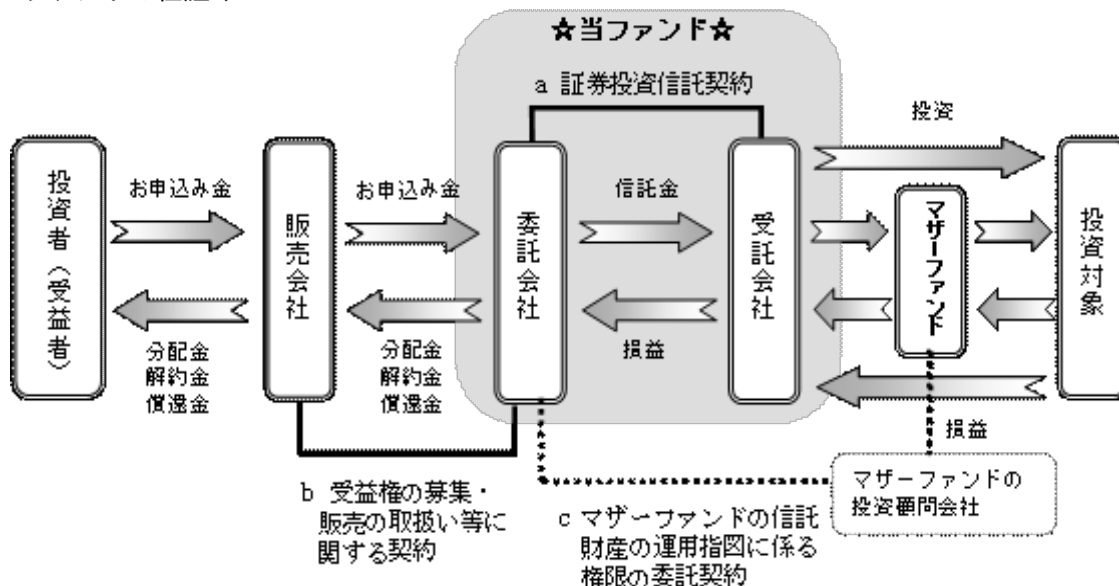
また、新たなベビーファンドを設定し、アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株マザーファンド受益証券へ投資することがあります。

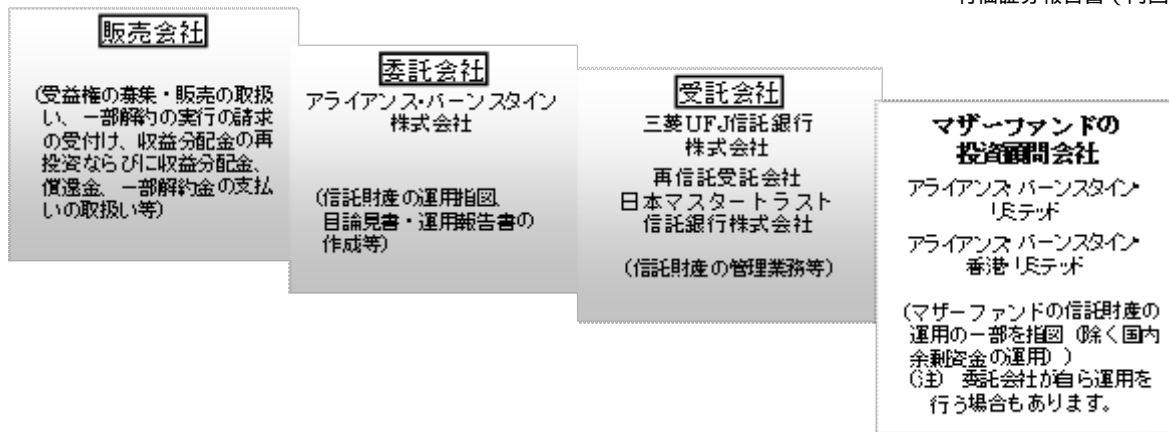
これらの概要は以下のとおりです。



(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み





関係法人との契約等の概要

a．証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び一部解約の取扱い等を規定しています。

c．マザーファンドの信託財産の運用指図に係る権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において、マザーファンドの「信託財産の運用指図に係る権限の委託契約」を締結しており、投資顧問会社の業務内容、委託会社への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

委託会社等の概況

a．資本金の額

資本金の額は130百万円です。（平成22年1月末現在）

b．委託会社の沿革

平成8年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社 設立

平成8年12月3日 証券投資信託法上の委託会社としての免許取得

平成11年5月31日 有価証券に係る投資顧問業登録

平成11年12月9日 投資一任契約に係る業務の認可

平成12年1月1日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更

平成12年1月1日 有価証券投資に関する投資助言業務および投資一任契約に係る業務の営業を開始。アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク（現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク）東京支店より、両業務の営業を譲り受ける。

平成18年4月3日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更

c．大株主の状況

（平成22年1月末現在）

名 称	住 所	所有株式数	比率
アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州 ニューキャッスル カウンティ ウィルミントン オレンジ・ストリート 1209	2,600株	100%

金融商品取引業にかかる登録番号

委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は金融商品取引業者であり、登録番号は関東財務局長（金商）第303号です。

金融商品取引業の内容および方法の概要

a．投資運用業

（イ）投資信託委託会社としての業務

委託者指図型投資信託の委託者として、金融商品の価値等の分析に係る投資判断に基づいて、有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、投資信託財産の運用その他の業務

を行います。

（ロ）投資一任業務

お客様より金融商品の価値等の分析に係る投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づきお客様のために投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約を締結し、その契約に基づき、金融商品の価値等の分析に係る投資判断に基づいて、有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の財産の運用を行います。

b．投資助言・代理業

有価証券の価値等及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関して、お客様に対して口頭・文書その他の方法により助言を行うことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うことを約する契約を締結し、その契約に基づき、助言を行います。

c．第二種金融商品取引業

以下の業務を行うことがあります。

- ・自ら設定する投資信託の受益権の募集または私募、および当該募集または私募に係る受益権の一部解約の請求の受付けまたは買取り
- ・自らが資産運用の業務を受託している投資法人が発行する投資証券または投資法人債券の募集または私募の取扱い、および当該募集または私募の取扱いに係る投資証券または投資法人債券の払戻しの請求の受付けまたは買取り

加入している金融商品取引業協会および加入対象事業者となっている認定投資者保護団体等

社団法人 投資信託協会 加入

社団法人 日本証券投資顧問業協会 加入

加入対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な安定成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

運用方法

a．主要投資対象

アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

b．運用の特色

（イ）当ファンドは、アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な安定成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

マザーファンドは、わが国の株式を中心に投資し、信託財産の中長期的な安定成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

- 高い成長が期待できる大型優良成長株を中心に、妥当な株価水準で投資することを重視します。
- 株主利益を重視する企業経営を高く評価します。
- 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。

（ロ）TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとします。

ベンチマークについて

- ベンチマークとは、ファンドの運用成果を判断する基準となるものです。一般に、わが国の株式市場のベンチマークとしては、TOPIXが使用されています。なお、ベンチマークは今後見直す場合があります。
- 当ファンドは、TOPIXとの連動を目指すものではありません。また、TOPIXを上回る運用成果を保証するものではありません。

（ハ）ボトム・アップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。

運用のプロセスについて

委託会社では、社内アナリストの調査・分析を重視する「ボトム・アップ・アプローチ」を基本としています。業種別に高い専門性を持つ成長株リサーチ・アナリストの徹底した企業調査に基づいて銘柄選択を行います。

- 会社訪問を中心にファンダメンタルズ分析を行います。
- アナリストは同一の業種を長期にわたって分析していることから、担当業種における高い専門性を持っています。
- また、関連性の高いいくつかの業種を担当しており、製品やサービス、競合条件などをグローバルな視点から分析しています。
- アライアンス・バーンスタイン^{*}の米・欧・アジアなど海外のアナリストと頻繁に意見交換を行い、グローバルな視点から分析を行います。

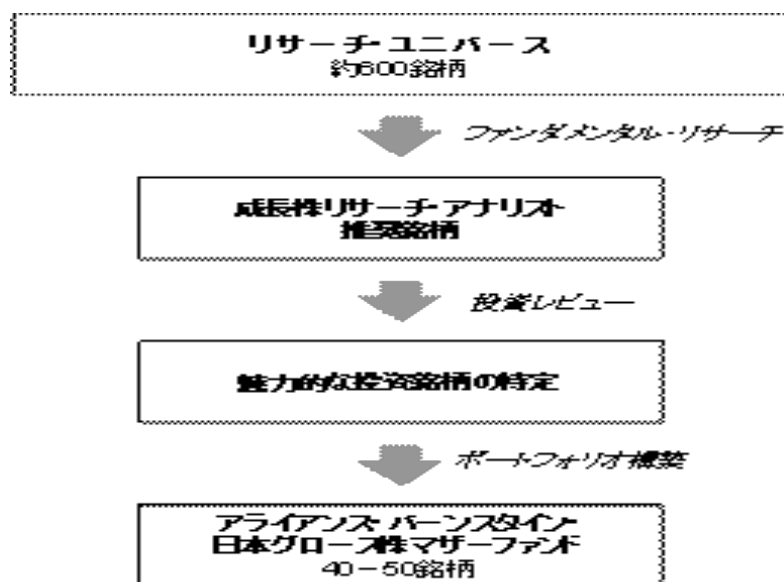
^{*} アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタインは、総額約4,980億米ドル（平成21年9月末現在、約45兆円^{*}）の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界25ヵ国46都市（平成21年9月末現在）に拠点を有しています。

^{*} 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル＝89.535円（平成21年9月30日のWMロイター）を用いております。

アナリストとポートフォリオ・マネジャーとの綿密な意見交換を通して、最終的な銘柄選択を行っています。

ポートフォリオ構築にあたっては、個別銘柄の相対的な確信度とポートフォリオ全体のバランスを考慮します。



上記は平成21年9月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

c. 運用態度

- (イ) 主としてアライアンス・バーンスタイン・日本グロース株マザーファンドの受益証券に投資し、信託財産の中長期的な安定成長を目標に積極的な運用を行います。
- (ロ) 余剰資金やアセット・アロケーションの状況から必要と判断するときは、直接、株式等に投資する場合もあります。この場合、アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株マザーファンドの運用態度に準じて運用を行います。
- (ハ) 株式の実質組入比率^{*}は、原則100%に近い運用を行います。
^{*} 実質組入比率とは、当ファンドが直接組入れた株式の時価総額とマザーファンドの組入株式の時価総額のうち、当ファンドに属するとみなした額の合計額を当ファンドの純資産総額で除した比率をいいます。
- (ニ) 有価証券等の価格変動リスクを軽減するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引を行うことができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めます。
- (ホ) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- (ヘ) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定化をはかるため、信託財産の一部解約または再投資に係る収益分配金の支払資金の不足額が生じた場合には、資金の借入れを行うことができます。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a．有価証券
- b．デリバティブ取引に係る権利
- c．金銭債権
- d．約束手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン・日本グロース株マザーファンドの受益証券に投資するほか、次の有価証券に投資することを指図します。

- a．株券または新株引受権証書
- b．国債証券
- c．地方債証券
- d．特別の法律により法人の発行する債券
- e．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f．特定目的会社に係る特定社債券
- g．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
- h．協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受券を表示する証書
- i．特定目的会社に係る優先出資証券
- j．コマーシャル・ペーパー
- k．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m．証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券
- n．投資証券または外国投資証券
- o．外国貸付債権信託受益証券
- p．オプションを表示する証券または証書
- q．預託証書
- r．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s．指定金銭信託の受益証券
- t．抵当証券
- u．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお a．の証券または証書、l．および q．の証券または証書のうち a．の証券または証書の性質を有するものならびに n．の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、b．から f．までの証券ならびに l．および q．の証券または証書のうち b．から f．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m．の証券および n．の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形
- e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

金融商品の運用指図

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、上記のa. からd. までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

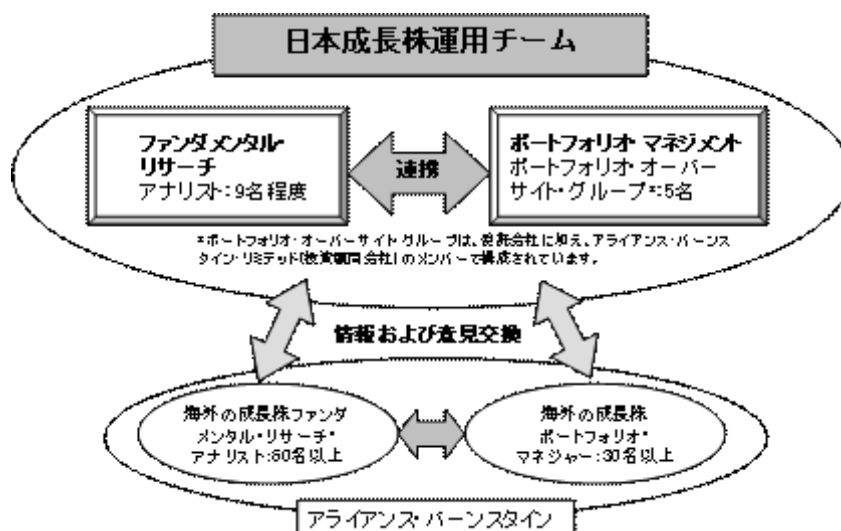
先物取引等の運用指図・目的・範囲

委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額（マザーファンドの受益証券の時価総額を除きます。）の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額とします。）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記のa. からd. までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(3)【運用体制】

委託会社の日本成長株運用チームのアナリストとポートフォリオ・マネジャーの連携により運用します。アライアンス・バーンスタインの海外の成長株運用チームのアナリストやポートフォリオ・マネジャーとも情報および意見交換を行います。



* ポートフォリオ・オーバーサイト・グループとアナリストのメンバーには重複があります。

上記は平成21年9月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

- a. 毎決算時（原則として、毎年11月30日。該当日が休業日の場合は翌営業日）に、経費控除後の配当等収益を中心として、委託会社が基準価額の水準等を勘案して分配金を決定します。なお、分配原資が少額のときは、収益の分配を行わない場合もあります。
- b. 信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行います。

収益の分配方式

a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(イ) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その全部または一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(ロ) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その全部または一部を分配準備積立金として積立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までの日からお支払いします。

なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

信託約款に定める投資制限

a. 株式への投資割合

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

b. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

c. 投資する株式等の範囲

(イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、別に定める条件に合致する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

d. 新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

e. 投資信託証券への投資割合

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

f. 同一銘柄への投資割合

(イ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の5%を超えることとな

る投資の指図をしません。

- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債^{*}の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

^{*} 新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含めます。）をいいます。以下同じ。

法令により禁止または制限される取引等

a．同一法人の発行する株式の取得制限

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

b．投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

その他信託約款に定める取引の方法と条件

a．信用取引の運用指図・目的・範囲

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 上記の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- () 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- () 株式分割により取得する株券
- () 有償増資により取得する株券
- () 売出しにより取得する株券
- () 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
- () 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

b．有価証券貸付けの指図・目的・範囲

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の()および()の範囲で貸付けの指図をすることができます。

() 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価金額の合計額が、信託財産に属する株式の時価総額の50%を超えないものとします。

() 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産に属する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ロ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(イ)()および()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 有価証券の貸付けの指図にあたっては、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内で全部の解約が可能なものについては、この限りではありません。

(二) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

c．有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。

d．再投資の指図

委託会社は、上記c．の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

e．資金の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

(参考) マザーファンドの投資方針等

(アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株マザーファンド)

基本方針

この投資信託は、わが国の株式を中心に投資し、信託財産の中長期的な安定成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

運用方法

a．投資対象

国内株式を主要投資対象とします。

b．運用態度

(イ) 高い成長が期待できる大型優良株を中心に投資し、中長期にわたり安定的に日本の株式市場を上回る投資収益を目指します。

(ロ) 投資判断の重点は、個別銘柄の選択におかれます。企業の売上高や利益率等の利益成長と株価バリュエーション（株価評価）の比較を行い、最も魅力のある銘柄を選別する、いわゆる“グロース・アット・リーズナブル・プライス（成長株に妥当な水準で投資すること）”を重視します。また、株主利益を重視する企業経営を高く評価します。

(ハ) 銘柄選択は、業種別に高い専門性をもつ自社のアナリストの徹底した企業調査と、アライアンス独自の銘柄選択計量モデルにより行います。

(ニ) 株価の変動を利用した積極的な組入銘柄の比率操作を行い、より高い運用成果を目指します。

(ホ) 現物株を中心に、株式組入比率は、原則100%に近い運用を行います。ただし、資金動向、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

(ヘ) 有価証券等の価格変動リスクを軽減するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引を行うことができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めます。

(ト) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

c．投資制限

(イ) 株式への投資割合には、制限を設けません。

(ロ) 外貨建資産への投資は行いません。

(ハ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(ニ) 未登録、未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証書、私募債、その他流動性の乏しいものへの投資割合については、それらの合計額が純資産総額の10%以内とします。

- （ホ）同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の7%以内とします。
- （ヘ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- （ト）同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- （チ）証券投資信託証券（クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

平成22年1月末現在、「アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株マザーファンド」を投資対象とする当ファンド以外の公募のファンドはありません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、主としてアライアンス・バーンスタイン・日本グロース株マザーファンド受益証券への投資を通じて株式など値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当ファンドに組入れられた金融商品等の値動きにより基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドが投資した資産の価値の減少を含むリスクは、当ファンドの受益者に帰属します。

なお、当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

株価変動リスク

一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、マザーファンドおよび当ファンドが組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。

信用リスク

株式や短期金融商品の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、当該株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。

また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

インデックスの下落に伴うリスク

当ファンドは、TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとして運用を行います。ベンチマークとしたインデックスが下落する局面では、当ファンドのパフォーマンスも下落し、基準価額の下落につながる場合があります。

市場動向等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

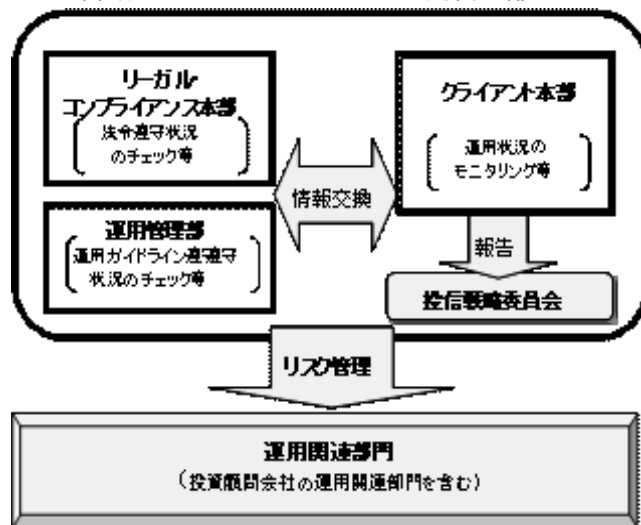
(2) 投資リスクの管理体制

運用面のリスク管理については、個別銘柄の徹底した調査・分析が基礎になると考えています。運用にあたってはアナリストがレーティングを「買い」とした銘柄を中心に組入れています。各アナリストのレーティング結果は運用関連部門がモニターし、評価しています。

クライアント本部においては、運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）が予め定められた運用の基本方針、及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしています。また、これらの結果は

月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。



上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（取得申込受付日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（以下の表の手数料率を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

取得申込み口数	手数料率
1億口未満	3.15 %（税抜3.00%）
1億口以上	1.575%（税抜1.50%）

ただし、「自動けいぞく投資コース」の収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

「償還乗換え^{*}」により当ファンドの受益権の取得申込みをする場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数については無手数料とし、当該償還金額を超える金額に対応する口数については上記の で販売会社が定める手数料率とします。

なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提出していただくことがあります。償還乗換えの取扱いには販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

^{*}「償還乗換え」とは、取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。）をもって、その支払いまたは支払いの取扱いを行った販売会社で当ファンドを申込む場合をいいます。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

ありません。

信託財産留保金

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬は、信託財産の純資産総額に対して、年1.8165%（税抜年1.73%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は、以下のとおりとします。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.8925% (税抜年0.85%)	年0.84% (税抜年0.8%)	年0.084% (税抜年0.08%)

マザーファンドの信託財産の運用指図に係る投資顧問会社の報酬は、委託会社の受取る報酬の中から支払われます。

信託報酬および信託報酬に係る消費税等相当額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（ただし、計算期間の最初の6ヵ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。以下同じ。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

監査報酬

信託財産に対する監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末に、信託財産中から支払われます。

その他の費用

- a．信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支払われます。
 - b．ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額は信託財産中から支払われます。
 - c．信託財産において一部解約金の支払資金、再投資に係る収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中から支払われます。
- マザーファンドにおいても、上記「その他の費用」のうちa．およびb．に記載されている費用を負担します。

(5)【課税上の取扱い】

個別元本について

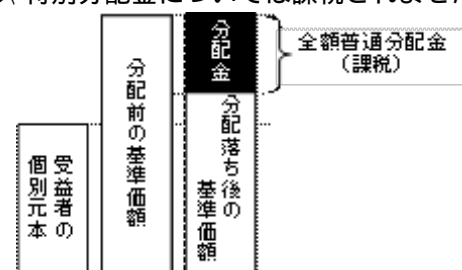
- a．追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c．同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d．特別分配金が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の投資元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。



- b. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した額が普通分配金となります。ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の



個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が特別分配金となります。

個人・法人別の課税の取扱い

a. 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、10%（所得税7%および住民税3%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込)を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、10%（所得税7%および住民税3%）の税率^{*}により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、10%（所得税7%および住民税3%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告は不要となります。

^{*}平成21年1月1日から平成23年12月31日までの期間適用される税率です。平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および住民税5%）の税率となります。

(ロ) 損益通算について

上場株式等・公募株式投資信託の譲渡損失と申告分離課税を選択した配当金・収益分配金を損益通算できます。過去3年分の譲渡損失の繰越控除も可能です。なお、その年で控除しきれない損失については、翌年以後3年間にわたり繰越控除ができます。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率^{*}で源泉徴収されます。住民税は課せられません。

なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

^{*}平成21年1月1日から平成23年12月31日までの期間適用される税率です。平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となります。

c. 販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金については、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成21年12月30日現在

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	-	315,710,294	97.37
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	8,499,442	2.62
合計（純資産総額）	-	324,209,736	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考）アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株マザーファンド

平成21年12月30日現在

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	309,884,000	98.16
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	5,804,696	1.83
合計（純資産総額）	-	315,688,696	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成21年12月30日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	種類 / 業種	口数	簿価		時価		投資比率
						単価	金額	単価	金額	
1	日本	親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株マザーファンド	その他	口	円	円	円	円	%
					530,338,139	0.5454	289,246,421	0.5953	315,710,294	97.37

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

平成21年12月30日現在

国内/外国	種類	投資比率（％）
国内	親投資信託受益証券	97.37
合計		97.37

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はございません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はございません。

（参考）アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

平成21年12月30日現在

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価		時価		投資 比率
						単価	金額	単価	金額	
						円	円	円	円	%
1	日本	株式	キヤノン	電気機器	3,900	3,330.00	12,987,000	3,910.00	15,249,000	4.83
2	日本	株式	三菱商事	卸売業	5,500	1,991.84	10,955,133	2,305.00	12,677,500	4.01
3	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	3,800	2,737.63	10,403,010	3,110.00	11,818,000	3.74
4	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	2,800	3,440.00	9,632,000	3,880.00	10,864,000	3.44
5	日本	株式	三井物産	卸売業	7,700	1,144.00	8,808,800	1,311.00	10,094,700	3.19
6	日本	株式	野村ホールディングス	証券・商品先物取引業	14,100	622.00	8,770,200	681.00	9,602,100	3.04
7	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	20,700	474.88	9,830,052	452.00	9,356,400	2.96
8	日本	株式	東芝	電気機器	18,000	464.83	8,366,960	511.00	9,198,000	2.91
9	日本	株式	新日本製鐵	鉄鋼	24,000	321.00	7,704,000	375.00	9,000,000	2.85
10	日本	株式	小松製作所	機械	4,200	1,698.00	7,131,600	1,934.00	8,122,800	2.57
11	日本	株式	J S R	化学	4,300	1,659.00	7,133,700	1,880.00	8,084,000	2.56
12	日本	株式	日本碍子	ガラス・土石製品	4,000	1,897.00	7,588,000	2,020.00	8,080,000	2.55
13	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	2,200	3,750.00	8,250,000	3,650.00	8,030,000	2.54
14	日本	株式	スズキ	輸送用機器	3,400	2,083.56	7,084,118	2,280.00	7,752,000	2.45
15	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	4,700	1,375.00	6,462,500	1,626.00	7,642,200	2.42
16	日本	株式	キリンホールディングス	食料品	5,000	1,412.00	7,060,000	1,490.00	7,450,000	2.35
17	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	1,200	6,100.00	7,320,000	5,870.00	7,044,000	2.23
18	日本	株式	ユニ・チャーム	化学	800	8,820.00	7,056,000	8,710.00	6,968,000	2.20
19	日本	株式	ファナック	電気機器	800	7,140.00	5,712,000	8,630.00	6,904,000	2.18
20	日本	株式	栗田工業	機械	2,300	2,730.00	6,279,000	2,900.00	6,670,000	2.11
21	日本	株式	三井不動産	不動産業	4,000	1,490.00	5,960,000	1,558.00	6,232,000	1.97
22	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	19	300,110.10	5,702,092	313,000.00	5,947,000	1.88
23	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	1,000	4,720.00	4,720,000	5,920.00	5,920,000	1.87
24	日本	株式	オムロン	電気機器	3,300	1,446.00	4,771,800	1,662.00	5,484,600	1.73
25	日本	株式	しまむら	小売業	600	8,090.00	4,854,000	8,860.00	5,316,000	1.68
26	日本	株式	セコム	サービス業	1,200	4,101.47	4,921,764	4,420.00	5,304,000	1.68
27	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	2,000	2,485.00	4,970,000	2,530.00	5,060,000	1.60
28	日本	株式	千葉銀行	銀行業	9,000	569.00	5,121,000	554.00	4,986,000	1.57
29	日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	2,000	2,240.94	4,481,885	2,460.00	4,920,000	1.55
30	日本	株式	日立化成工業	化学	2,500	1,693.00	4,232,500	1,881.00	4,702,500	1.48

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

平成21年12月30日現在

国内/外国	種類 / 業種	投資比率 (%)
国内	株式	98.16
	電気機器	16.63
	輸送用機器	11.87
	機械	8.88
	卸売業	7.21
	化学	7.19
	銀行業	5.82
	小売業	5.74
	食料品	4.24
	情報・通信業	3.42
	サービス業	3.15
	証券、商品先物取引業	3.04
	不動産業	2.87
	鉄鋼	2.85
	医薬品	2.57
	ガラス・土石製品	2.55
	ゴム製品	2.42
	陸運業	2.23
	保険業	1.60
	精密機器	1.55
	電気・ガス業	1.33
	その他製品	0.92
合計		98.16

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はございません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はございません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年12月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末	平成12年11月30日	1,902	1,902	8,465	8,465
第2期計算期間末	平成13年11月30日	1,099	1,099	6,268	6,268
第3期計算期間末	平成14年12月2日	905	905	5,457	5,457
第4期計算期間末	平成15年12月1日	926	926	6,271	6,271
第5期計算期間末	平成16年11月30日	834	834	6,359	6,359
第6期計算期間末	平成17年11月30日	971	971	9,090	9,090
第7期計算期間末	平成18年11月30日	941	941	9,721	9,721
第8期計算期間末	平成19年11月30日	649	649	9,473	9,473
第9期計算期間末	平成20年12月1日	308	308	4,555	4,555
第10期計算期間末	平成21年11月30日	298	298	4,618	4,618
平成20年 12月末日		317	-	4,679	-
平成21年 1月末日		294	-	4,335	-
平成21年 2月末日		283	-	4,171	-
平成21年 3月末日		285	-	4,192	-
平成21年 4月末日		310	-	4,539	-
平成21年 5月末日		333	-	4,868	-
平成21年 6月末日		329	-	4,949	-
平成21年 7月末日		337	-	5,130	-
平成21年 8月末日		339	-	5,164	-
平成21年 9月末日		322	-	4,971	-
平成21年 10月末日		314	-	4,870	-
平成21年 11月末日		298	-	4,618	-
平成21年 12月末日		324	-	5,020	-

（注1）純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

（注2）月末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期計算期間（平成11年11月30日～平成12年11月30日）	0
第2期計算期間（平成12年12月1日～平成13年11月30日）	0
第3期計算期間（平成13年12月1日～平成14年12月2日）	0
第4期計算期間（平成14年12月3日～平成15年12月1日）	0
第5期計算期間（平成15年12月2日～平成16年11月30日）	0
第6期計算期間（平成16年12月1日～平成17年11月30日）	0
第7期計算期間（平成17年12月1日～平成18年11月30日）	0
第8期計算期間（平成18年12月1日～平成19年11月30日）	0
第9期計算期間（平成19年12月1日～平成20年12月1日）	0
第10期計算期間（平成20年12月2日～平成21年11月30日）	0

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期計算期間（平成11年11月30日～平成12年11月30日）	15.4
第2期計算期間（平成12年12月1日～平成13年11月30日）	26.0
第3期計算期間（平成13年12月1日～平成14年12月2日）	12.9
第4期計算期間（平成14年12月3日～平成15年12月1日）	14.9
第5期計算期間（平成15年12月2日～平成16年11月30日）	1.4
第6期計算期間（平成16年12月1日～平成17年11月30日）	42.9
第7期計算期間（平成17年12月1日～平成18年11月30日）	6.9
第8期計算期間（平成18年12月1日～平成19年11月30日）	2.6
第9期計算期間（平成19年12月1日～平成20年12月1日）	51.9
第10期計算期間（平成20年12月2日～平成21年11月30日）	1.4

（注）収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成11年10月22日 関東財務局長に有価証券届出書を提出。以後、継続して有価証券届出書を提出し、継続して募集を行っています。

平成11年11月30日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。

平成19年2月28日 名称変更

変更前：アライアンス・日本株オープン<Fシリーズ>

変更後：アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株ファンド

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みを受付けます。

取得の申込みの受付時間は、午後3時（わが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、その時間を過ぎての受付けは、翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間は、販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、その口座に取得申込による口数の増加の記載または記録が行われます。

（2）取扱いコース

収益分配金の受取方法の異なる2つのコースがあります。

「一般コース」 収益の分配時に分配金を受取るコース

「自動けいぞく投資コース」 分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、当ファンドに係る「自動けいぞく投資約款」に基づく契約を販売会社との間で結んでいただきます。

取扱うコースや自動けいぞく投資約款の名称は販売会社にご確認のうえお申込みください。

（3）申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」の収益分配金は、原則、決算日の基準価額で再投資されます。

（4）申込単位

収益分配金の受取方法の異なる2つのコースがあり、コースによって申込単位は異なります。

- ・「一般コース」
1万口以上1万口単位
- ・「自動けいぞく投資コース」
1万円以上1円単位

各販売会社の取扱いコースや申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。

（5）申込手数料

a. 申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（以下の表の手数料率を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

取得申込み口数	手数料率
1億口未満	3.15 %（税抜3.00%）
1億口以上	1.575%（税抜1.50%）

ただし、「自動けいぞく投資コース」の収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

b. 「償還乗換え」により当ファンドの受益権の取得申込みをする場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数については無

手数料とし、当該償還金額を超える金額に対応する口数については上記の a . で販売会社が定める手数料率とします。

なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提出していただくことがあります。償還乗換えの取扱いには販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（６）受渡方法

申込代金を、販売会社が指定する期日までにお支払いください。

なお、取得申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払込まれます。

（７）その他留意点

委託会社は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受け付けを中止することがあります。

当ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先にお問い合わせください。

■ 照会先 ■
アライアンス・バーンスタイン株式会社
電話番号 03 - 3240 - 8660
< 受付時間 > 営業日の午前 9 時～午後 5 時
(半日営業日は午前 9 時～正午)
< ホームページ > <http://www.alliancebernstein.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

（１）換金方法

原則として、毎営業日に販売会社にて一部解約の実行の請求を受け付けます。

一部解約の実行の請求の受付時間は、午後 3 時（わが国の証券取引所が半休日の場合は午前 11 時）までとし、その時間を過ぎての受け付けは、翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間は異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

一部解約の実行の請求は、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（２）換金価額

一部解約請求受付日の基準価額とします。

（３）換金単位

「一般コース」 1 万口単位

「自動けいぞく投資コース」 1 口単位

（４）換金手数料

ありません。

（５）換金代金支払日

一部解約請求受付日から起算して、原則として 4 営業日目から販売会社において支払います。

（６）その他留意点

委託会社は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しなかった場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(2)の規定に準じて計算された価額とします。

また、信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は日々変動しますので、販売会社にお問い合わせください。また、日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に「ザ・プロ」の略称で掲載されます。販売会社については、上記「第2 手続等 1 申込（販売）手続等」に記載の照会先にお問い合わせください。

主な資産の評価方法は以下のとおりです。

マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
国内株式	原則として、計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

(2)【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。

ただし、下記「(5) その他 ファンドの償還条件等」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとします。

ただし、計算期間の終了日が休業日に当たるときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

a．次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了します。

(イ) 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。

(ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「 信託約款の変更d．」に該当する場合を除き、当該他の委託会社と受託会社との間において存続します。

(ハ) 受託会社がその任務を辞任または解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

b．次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(イ) 信託元本の額が30億円を下回ったとき。

(ロ) 委託会社が信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。

c．信託終了の手続き

(イ) 委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記b．の(イ)または(ロ)の事由により信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述

べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下回らないものとします。

- (二) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ホ) 上記(ハ)および(二)の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下回らないものとします。
- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- e. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

異議申立者の受益権の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「 ファンドの償還条件等 c. 信託終了の手続き 」または「 信託約款の変更 」で規定する公告または書面に記載します。

関係法人との契約の更改等

- a. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

- b. マザーファンドの信託財産の運用指図に係る権限の委託契約

(イ) 契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、一方の当事者が他方の当事者に対し、契約を終了させる意思を当該時点で有効な契約期間の満了の90日前までに書面により通知しない限り、契約は1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。

(ロ) 委託会社は、上記に拘わらず、本件信託契約がそのいずれかの規定に基づき解除された場合には、投資顧問会社に対して書面にて通知することにより直ちに契約を解除することができます。

(ハ) いずれかの当事者が契約に違反し、かつ当該違反が是正可能なものである場合に、違反当事者が当該違反の是正を要求した書面による通知を受領後30日以内に当該違反を是正できなかった場合、違反をしていない当事者は、違反当事者に対する書面による通知をすることにより、直ちに契約を解除することができます。

運用報告書

委託会社は、毎年11月の決算時ならびに償還時に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、金融商品等の売買状況、資産・負債の状況等を記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて交付します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務処理の委託

受託会社は、信託事務処理の一部について金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼業の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

2【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に帰属します。

受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

収益分配金は、次の区分に従い支払われ、または再投資されます。

a．「一般コース」により取得している場合

毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までの日）から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

b．「自動けいぞく投資コース」により取得している場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、収益分配金について上記の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、信託終了による償還金について、上記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して1万口単位（「自動けいぞく投資コース」の場合は1口単位）をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行うものとし、

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として4営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(4) 反対受益者の買取請求権

委託会社が、上記「１ 資産管理等の概要 (5) その他 ファンドの償還条件等 c . 信託終了の手続き」に規定する信託契約の解約または上記「１ 資産管理等の概要 (5) その他 信託約款の変更」に規定する信託約款の変更を行う場合において、当該解約または変更に係る公告において指定された一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求する権利を有します。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期（平成19年12月1日から平成20年12月1日まで）及び第10期（平成20年12月2日から平成21年11月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (平成20年12月 1日現在)	第10期 (平成21年11月30日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,789,088	8,588,567
親投資信託受益証券	298,487,444	289,246,421
未収入金	3,000,000	3,500,000
未収利息	53	14
流動資産合計	312,276,585	301,335,002
資産合計	312,276,585	301,335,002
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	190,242	135,907
未払委託者報酬	3,923,630	2,803,061
その他未払費用	113,783	104,650
流動負債合計	4,227,655	3,043,618
負債合計	4,227,655	3,043,618
純資産の部		
元本等		
元本	676,308,707	645,912,826
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	368,259,777	347,621,442
（分配準備積立金）	43,702,196	39,568,981
元本等合計	308,048,930	298,291,384
純資産合計	308,048,930	298,291,384
負債純資産合計	312,276,585	301,335,002

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期 (自 平成19年12月 1日 至 平成20年12月 1日)	第10期 (自 平成20年12月 2日 至 平成21年11月30日)
営業収益		
受取利息	60,366	6,078
有価証券売買等損益	322,512,506	11,758,977
営業収益合計	322,452,140	11,765,055
営業費用		
受託者報酬	430,611	262,277
委託者報酬	8,881,264	5,409,387
その他費用	240,788	209,300
営業費用合計	9,552,663	5,880,964
営業利益又は営業損失（ ）	332,004,803	5,884,091
経常利益又は経常損失（ ）	332,004,803	5,884,091
当期純利益又は当期純損失（ ）	332,004,803	5,884,091
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	6,902,482	2,130,697
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	36,157,104	368,259,777
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,449,803	36,039,741
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,449,803	36,039,741
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,450,155	19,154,800
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,450,155	19,154,800
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	368,259,777	347,621,442

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第9期 (自 平成19年12月 1日 至 平成20年12月 1日)	第10期 (自 平成20年12月 2日 至 平成21年11月30日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、平成19年12月1日から平成20年12月1日までとなっております。	当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、平成20年12月2日から平成21年11月30日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第9期 (平成20年12月 1日現在)	第10期 (平成21年11月30日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 676,308,707 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 645,912,826 口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 368,259,777 円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 347,621,442 円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.4555 円 (10,000口当たり純資産額 4,555 円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.4618 円 (10,000口当たり純資産額 4,618 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期 (自 平成19年12月 1日 至 平成20年12月 1日)	第10期 (自 平成20年12月 2日 至 平成21年11月30日)
1. 分配金の計算過程 該当事項はございません。	1. 分配金の計算過程 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第9期 (自 平成19年12月 1日 至 平成20年12月 1日)	第10期 (自 平成20年12月 2日 至 平成21年11月30日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第9期 (自 平成19年12月 1日 至 平成20年12月 1日)	第10期 (自 平成20年12月 2日 至 平成21年11月30日)
該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1. 元本の移動

第9期 (自 平成19年12月 1日 至 平成20年12月 1日)	第10期 (自 平成20年12月 2日 至 平成21年11月30日)
期首元本額 686,138,734 円	期首元本額 676,308,707 円
期中追加設定元本額 34,583,577 円	期中追加設定元本額 35,778,742 円
期中一部解約元本額 44,413,604 円	期中一部解約元本額 66,174,623 円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

第9期 (自 平成19年12月 1日 至 平成20年12月 1日)

(単位: 円)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	298,487,444	315,988,892
合計	298,487,444	315,988,892

第10期 (自 平成20年12月 2日 至 平成21年11月30日)

(単位: 円)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	289,246,421	9,917,323
合計	289,246,421	9,917,323

3. デリバティブ取引等関係

第9期（自 平成19年12月 1日 至 平成20年12月 1日）

該当事項はございません。

第10期（自 平成20年12月 2日 至 平成21年11月30日）

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1. 有価証券明細表

(1) 株式（平成21年11月30日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

（平成21年11月30日現在）

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株マザーファンド	530,338,139	289,246,421	
計	銘柄数：1	530,338,139	289,246,421	
	組入時価比率：97.0%		100.0%	
合計			289,246,421	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

参考

当ファンドは「アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

（単位：円）

対象年月日	（平成21年11月30日現在）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	380,041
コール・ローン	6,788,772
株式	283,531,000
未収入金	2,327,785
未収配当金	1,102,371
未収利息	11
流動資産合計	294,129,980
資産合計	294,129,980
負債の部	
流動負債	
未払金	1,395,684
未払解約金	3,500,000
流動負債合計	4,895,684
負債合計	4,895,684
純資産の部	
元本等	
元本	530,338,139
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	241,103,843
元本等合計	289,234,296
純資産合計	289,234,296
負債純資産合計	294,129,980

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	(自 平成20年12月 2日 至 平成21年11月30日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

(平成21年11月30日現在)	
1. 元本の移動	
期首	平成20年12月2日
期首元本額	566,389,838円
平成20年12月2日より平成21年11月30日までの期中追加設定元本額	4,039,588円
平成20年12月2日より平成21年11月30日までの期中一部解約元本額	40,091,287円
期末元本額	530,338,139円
期末元本額の内訳 *	
アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株ファンド	530,338,139円
2. 元本の欠損	241,103,843円
3. 平成21年11月30日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.5454円
(10,000口当たり純資産額)	5,454円)

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(3) 附属明細表

第1. 有価証券明細表

(1) 株式

(平成21年11月30日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	キリンホールディングス	5,000	1,412.00	7,060,000	
	大陽日酸	3,000	975.00	2,925,000	
	J S R	4,300	1,659.00	7,133,700	
	日立化成工業	2,500	1,693.00	4,232,500	
	ユニ・チャーム	900	8,820.00	7,938,000	
	中外製薬	2,600	1,640.00	4,264,000	
	久光製薬	1,200	3,050.00	3,660,000	
	ブリヂストン	4,700	1,375.00	6,462,500	
	日本碍子	4,000	1,897.00	7,588,000	
	新日本製鐵	24,000	321.00	7,704,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	1,000	2,840.00	2,840,000	
	ディスコ	400	4,980.00	1,992,000	
	ナブテスコ	3,000	955.00	2,865,000	
	小松製作所	5,000	1,698.00	8,490,000	
	クボタ	5,000	761.00	3,805,000	
	栗田工業	2,600	2,730.00	7,098,000	
	ミネベア	7,000	432.00	3,024,000	
	東芝	16,000	458.00	7,328,000	
	オムロン	3,300	1,446.00	4,771,800	
	パナソニック	3,500	1,111.00	3,888,500	
	ファナック	800	7,140.00	5,712,000	
	キヤノン	4,100	3,330.00	13,653,000	
	東京エレクトロン	1,200	4,720.00	5,664,000	
	トヨタ紡織	1,800	1,700.00	3,060,000	
	日産自動車	4,400	626.00	2,754,400	
	トヨタ自動車	2,800	3,440.00	9,632,000	
	本田技研工業	3,300	2,700.00	8,910,000	
	スズキ	2,900	2,050.00	5,945,000	

	豊田合成	1,200	2,375.00	2,850,000	
	H O Y A	1,600	2,205.00	3,528,000	
	ビジョン	800	3,760.00	3,008,000	
	関西電力	3,400	2,150.00	7,310,000	
	東日本旅客鉄道	1,200	6,100.00	7,320,000	
	大塚商会	600	4,130.00	2,478,000	
	日本電信電話	2,200	3,750.00	8,250,000	
	三井物産	8,400	1,144.00	9,609,600	
	三菱商事	4,400	1,950.00	8,580,000	
	ポイント	900	4,800.00	4,320,000	
	トリドール	18	188,500.00	3,393,000	
	スギホールディングス	1,500	1,916.00	2,874,000	
	しまむら	600	8,090.00	4,854,000	
	ニトリ	500	7,240.00	3,620,000	
	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	17,400	482.00	8,386,800	
	中央三井トラスト・ホールディングス	13,000	304.00	3,952,000	
	千葉銀行	9,000	569.00	5,121,000	
	野村ホールディングス	15,600	622.00	9,703,200	
	東京海上ホールディングス	2,000	2,485.00	4,970,000	
	三井不動産	4,000	1,490.00	5,960,000	
	三菱地所	3,000	1,345.00	4,035,000	
	東京建物	4,000	286.00	1,144,000	
	セコム	800	4,040.00	3,232,000	
	ベネッセホールディングス	1,200	3,860.00	4,632,000	
小計	銘柄数：52			283,531,000	
	組入時価比率：98.0%			100.0%	
合計				283,531,000	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

（２）株式以外の有価証券（平成21年11月30日現在）

該当事項はございません。

第２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年12月30日現在

資産総額	325,397,058 円
負債総額	1,187,322 円
純資産総額（ - ）	324,209,736 円
発行済数量	645,829,813 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.5020 円

（参考）アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株マザーファンド

平成21年12月30日現在

資産総額	318,961,345 円
負債総額	3,272,649 円
純資産総額（ - ）	315,688,696 円
発行済数量	530,338,139 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.5953 円

第5【設定及び解約の実績】

（単位：口）

計算期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間（平成11年11月30日～平成12年11月30日）	6,736,188,465	4,488,680,000
第2期計算期間（平成12年12月1日～平成13年11月30日）	186,784,804	679,278,011
第3期計算期間（平成13年12月1日～平成14年12月2日）	169,593,770	265,054,731
第4期計算期間（平成14年12月3日～平成15年12月1日）	191,567,135	372,880,083
第5期計算期間（平成15年12月2日～平成16年11月30日）	89,229,098	255,187,284
第6期計算期間（平成16年12月1日～平成17年11月30日）	108,476,681	351,820,788
第7期計算期間（平成17年12月1日～平成18年11月30日）	66,916,120	167,049,838
第8期計算期間（平成18年12月1日～平成19年11月30日）	38,540,497	321,207,101
第9期計算期間（平成19年12月1日～平成20年12月1日）	34,583,577	44,413,604
第10期計算期間（平成20年12月2日～平成21年11月30日）	35,778,742	66,174,623

（注1）本邦外における設定、解約の実績はありません。

（注2）第1期計算期間の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額は130百万円です。（平成22年1月末現在）

委託会社の発行する株式の総数は1万400株、うち発行済株式総数は2,600株です。

最近5年間ににおける資本金の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低1名を選任します。また、取締役会は、その互選により、取締役会長、取締役社長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選出することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が召集します。

取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

投資決定のプロセス

a．運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

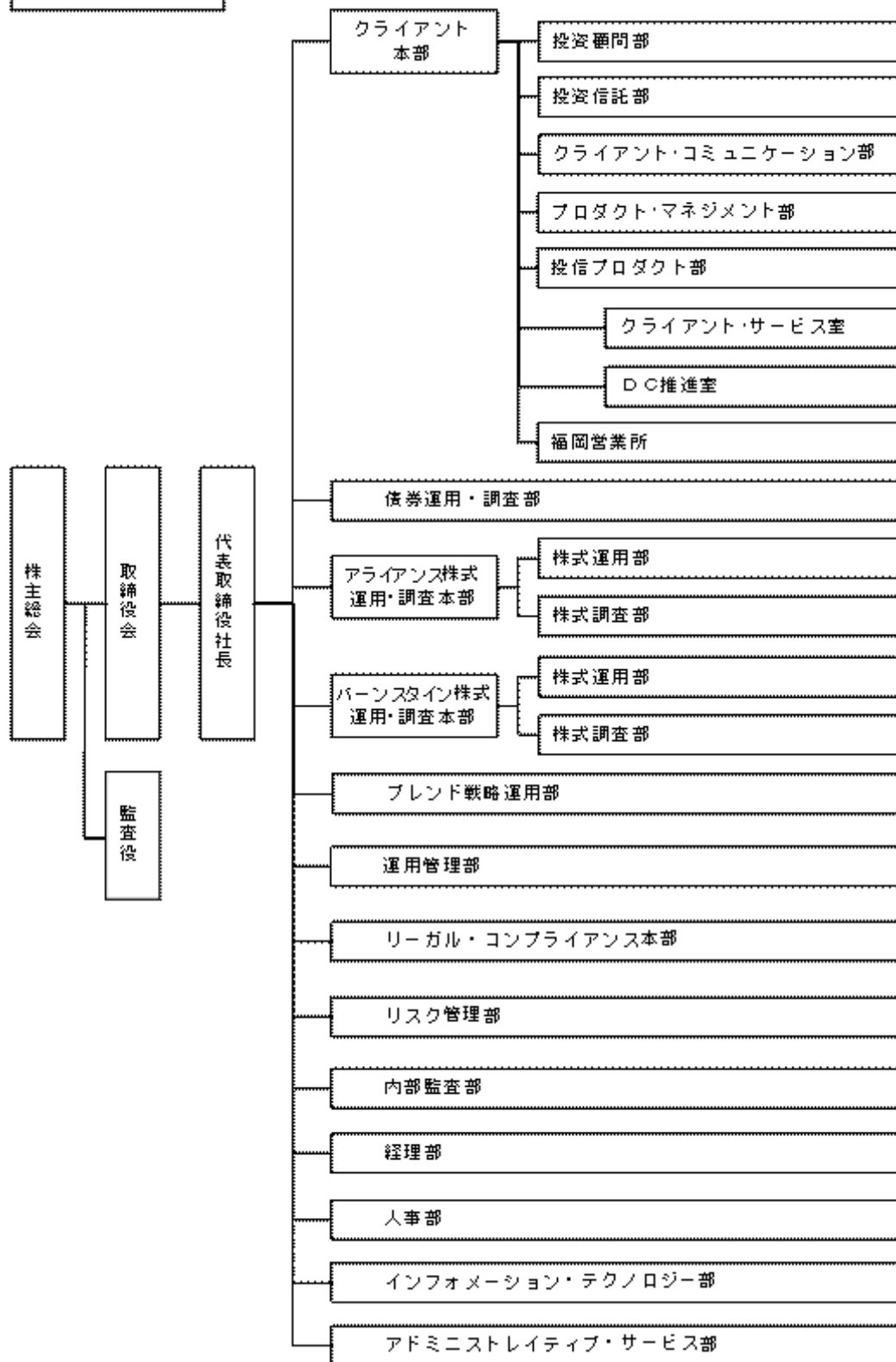
b．信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記a．の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。なお、信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用を除きます。）は、正当な契約を締結した投資顧問会社に委託します。

c．コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

組織図と役割



(本書提出日現在)

本部・部	担当業務
クライアント本部	
投資顧問部	年金基金及び機関投資家向け新規顧客開拓に関する業務 年金基金及び機関投資家向け顧客口座に係る管理・連絡・運用報告等、顧客窓口業務
投資信託部	投資信託の募集・販売に関する企画・立案及び推進に関する業務 投資信託販売会社に対する総合窓口業務
クライアント・コミュニケーション部	コミュニケーション・ツールの企画・作成・品質管理に関する業務 マーケティング企画・立案に関する業務 イベントの企画・立案に関する業務 広報に関する業務

	投資信託の商品企画・立案に関する業務
プロダクト・マネジメント部	コンサルタントとのリレーションシップに関する業務 ビジネス・デベロップメントに関する業務 プロダクト・コミュニケーションの企画・品質管理に関する業務 運用委託先及び運用委託投資信託の管理・モニタリング
投信プロダクト部	金商法及び投信法に基づく投資信託に関する開示書類の作成・届出及び管理に関する業務 投資信託に関するその他の開示書類の作成及び管理に関する業務
クライアント・サービス室	年金基金及び機関投資家向けクライアント・サービスに関する総合窓口業務
D C 推進室	確定拠出型年金市場の分析業務 確定拠出型年金向けビジネスの企画立案及び業務推進
福岡営業所	投資信託の募集・販売の推進等及び投資信託販売会社に対する総合窓口業務 年金基金及び機関投資家向け新規顧客開拓並びに顧客口座管理等の顧客窓口業務
債券運用・調査部	グローバル債券（本邦債券を含む）の調査 グローバル債券（本邦債券を含む）及びそれに準ずる証券への投資・運用、売買発注・執行に関する業務
アライアンス株式運用・調査本部	
株式運用部	日本及びアジアのグロース株式の投資戦略の策定、投資、運用に関する業務
株式調査部	日本及びアジアのグロース株式の投資調査に関する業務
バーンスタイン株式運用・調査本部	
株式運用部	日本株を中心としたバリュー株式の投資戦略の策定、投資、運用に関する業務
株式調査部	日本株を中心としたバリュー株式の投資戦略の策定、投資、調査に関する業務
ブレンド戦略運用部	グロース株式とバリュー株式を合成したスタイルブレンド株式運用戦略の策定、投資、運用に関する業務 スタイルブレンド株式と債券等を合成したバランス運用戦略の策定、投資、運用に関する業務
運用管理部	投資顧問契約資産に係る運用管理業務 投資顧問契約資産に係る運用報告書等作成業務 投資信託財産に係る運用管理業務 投資信託財産の計理に関する業務 関連する業務の改善及びシステム化の企画・推進に係る業務 上記業務の一部外部委託に係る管理業務
リーガル・コンプライアンス本部	投資信託の運用・販売の法令遵守についての管理監督に関する業務 投資顧問契約資産の運用の法令遵守についての管理監督に関する業務 投資信託・投資顧問の契約、各種契約書類の作成・管理に関する業務 監督官庁・協会との折衝及び承認申請・届出等に関する事項 会社全体の法務に関する業務
リスク管理部	リスク管理の推進・統括等に関する業務
内部監査部	各被監査部門に内包するリスクに応じた定期的な監査（内部統制の有効性の検証、問題点の指摘及びその解決策の提案）に関する業務
経理部	会社の経理・税務に関する業務
人事部	会社の人事・福利厚生に関する業務
インフォメーション・テクノロジー部	通信システム・情報システム及びその機器の管理に関する業務
アドミニストレイティブ・サービス部	会社の設備・スペース等の管理、業務支援に関する業務

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の募集・設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、金融商品取引法に定める投資助言業務及び投資一任契約に係る業務を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は平成22年1月末現在次のとおりです（ただし、純資産総額については親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	84本	306,530百万円
追加型公社債投資信託	-	-
単位型株式投資信託	-	-

単位型公社債投資信託	-	-
合計	84本	306,530百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 年次財務諸表

当社の財務諸表は、第12期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しており、また第13期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び第13期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

2. 中間財務諸表

当社の中間財務諸表は改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下改正後の「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(1)【貸借対照表】

科 目	期 別	注記 番号	第12期 (平成20年3月31日現在)	第13期 (平成21年3月31日現在)
			金 額	金 額
(資産の部)			千円	千円
流動資産				
預金			2,798,327	2,759,368
前払費用			90,045	191,881
未収入金		*1	518,715	2,187,266
未収委託者報酬			624,874	308,972
未収投資顧問料			2,905,685	1,696,404
未収消費税等			-	192,318
繰延税金資産			355,543	293,873
流動資産合計			7,293,189	7,630,082
固定資産				
有形固定資産				
建物		*2	394,702	1,129,540
器具備品		*2	133,362	381,250
有形固定資産合計			528,064	1,510,790
無形固定資産				
電話加入権			2,204	2,204
ソフトウェア		*3	5,594	6,244
無形固定資産合計			7,798	8,448
投資その他の資産				
長期差入保証金			875,867	1,241,364
長期前払費用			-	98,099
繰延税金資産			141,908	211,326
投資その他の資産合計			1,017,775	1,550,789
固定資産合計			1,553,637	3,070,027
資 産 合 計			8,846,826	10,700,109
(負債の部)				
流動負債				
預り金			47,860	54,129
未払金				
未払手数料			148,865	76,075
未払委託計算費			6,193	3,301
その他未払金		*1	970,187	2,402,840
未払費用			251,364	473,470
未払法人税等			1,216,769	173,718
未払消費税等			146,065	-
賞与引当金			231,964	123,120
役員賞与引当金			-	16,620
流動負債合計			3,019,267	3,323,273
固定負債				
退職給付引当金			288,098	365,135
長期未払費用			-	77,486
固定負債合計			288,098	442,621
負 債 合 計			3,307,365	3,765,894
(純資産の部)				
株主資本				
資本金			130,000	130,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金			5,409,461	6,804,215
利益剰余金合計			5,409,461	6,804,215
株主資本合計			5,539,461	6,934,215
純 資 産 合 計			5,539,461	6,934,215
負 債 ・ 純 資 産 合 計			8,846,826	10,700,109

(2)【損益計算書】

科 目	期 別	注記 番号	第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
			金 額	金 額
			千円	千円
営業収益				
委託者報酬			6,686,943	4,002,651
投資顧問料		*1	9,977,949	6,167,403

その他営業収益	*1	297,172	1,886,868
営業収益計		16,962,064	12,056,922
営業経費			
支払手数料		2,291,198	1,312,963
広告宣伝費		84,598	68,891
公告費		2,109	2,307
調査費			
調査費		181,136	185,290
委託調査費	*1	3,557,843	-
図書費		7,950	4,901
委託計算費		251,978	207,888
営業雑経費			
通信費		68,238	48,453
印刷費		26,409	30,359
協会費		12,604	12,231
諸会費		3,408	1,837
営業経費計		6,487,471	1,875,120
一般管理費			
給料			
役員報酬		78,584	58,102
役員賞与		134,410	75,183
給料手当		2,681,507	2,438,605
賞与		889,242	689,346
交際費		15,092	9,451
旅費交通費		238,163	118,036
租税公課		62,684	54,537
不動産賃借料		515,057	1,000,616
退職給付費用		116,471	92,614
退職金		-	171,890
固定資産減価償却費		254,601	450,336
賞与引当金繰入		231,964	123,120
役員賞与引当金繰入		-	16,620
関係会社付替費用	*1	-	973,715
諸経費	*1	1,190,508	779,842
一般管理費計		6,408,283	7,052,013
営業利益		4,066,310	3,129,789
営業外収益			
受取配当金		2,385	2,469
受取利息		2,063	4,680
投資有価証券売却益		-	42
為替差益		880	-
その他営業外収益		-	74
営業外収益計		5,328	7,265
営業外費用			
為替差損		-	185
その他営業外費用		0	0
営業外費用計		0	185
経常利益		4,071,638	3,136,869
特別損失			
固定資産除却損	*2	8,255	156,148
損害賠償金		104,314	-
事務所移転費用		-	531,432
特別損失計		112,569	687,580
税引前当期純利益		3,959,069	2,449,289
法人税、住民税及び事業税		1,801,790	1,062,283
過年度法人税等		48,385	-
法人税等調整額		66,420	7,748
法人税等計		1,783,755	1,054,535
当期純利益		2,175,314	1,394,754

(3) 【株主資本等変動計算書】

	第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
株主資本	千円	千円
資本金		
前期末残高	130,000	130,000
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	130,000	130,000

利益剰余金		
その他利益剰余金		
任意積立金		
前期末残高	239	-
当期変動額		
任意積立金の取崩し（注）	239	-
当期変動額合計	239	-
当期末残高	-	-
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,233,908	5,409,461
当期変動額		
任意積立金の取崩し（注）	239	-
当期純利益	2,175,314	1,394,754
当期変動額合計	2,175,553	1,394,754
当期末残高	5,409,461	6,804,215
利益剰余金合計		
前期末残高	3,234,147	5,409,461
当期変動額		
任意積立金の取崩し（注）	-	-
当期純利益	2,175,314	1,394,754
当期変動額合計	2,175,314	1,394,754
当期末残高	5,409,461	6,804,215
株主資本合計		
前期末残高	3,364,147	5,539,461
当期変動額		
任意積立金の取崩し（注）	-	-
当期純利益	2,175,314	1,394,754
当期変動額合計	2,175,314	1,394,754
当期末残高	5,539,461	6,934,215
純資産合計		
前期末残高	3,364,147	5,539,461
当期変動額		
任意積立金の取崩し（注）	-	-
当期純利益	2,175,314	1,394,754
当期変動額合計	2,175,314	1,394,754
当期末残高	5,539,461	6,934,215

（注）平成19年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

重要な会計方針

期 別	第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
項 目		
1 資産の評価基準及び評価方法		有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法により償却しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(内部造作)については定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8 ～ 50年 器具備品 6 ～ 8年	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。 建物 10年 器具備品 3 ～ 8年

	（会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。 （追加情報） 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。 有形固定資産は、従来、耐用年数を6年から50年として減価償却を行ってきましたが、平成19年11月21日付取締役会決議により、事業所の移転のため、現在使用している有形固定資産の一部について、移転の完了が見込まれる平成21年3月より後の使用が見込まれないこととなりました。そのため、これらの資産については、平成19年11月より、残存価額を零とし、平成21年3月までの期間において毎月定額償却しております。この結果、従来の方法に比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が169,767千円減少しております。 (2)無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。	（会計方針の変更） 従来、有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く。）は定額法）によっておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。当該変更は、当事業年度における事業所の移転を契機に、固定資産の使用状況の見直しを行った結果、当社の固定資産は経済的耐用年数期間中において安定的に使用されるため、各事業年度に減価償却費を均等に配分し、期間損益計算の一層の適正化を図るために行われるものであります。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。 なお、当該会計方針の変更については、平成21年3月において事務所の移転を行ったことを契機として、当社の減価償却方法の見直しを行ったことによるものであり、具体的な検討が当中間会計期間末後に実施されたため、当中間会計期間は従来の方法によっております。これに伴う当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響額は軽微であります。 （追加情報） 有形固定資産は、従来、税法耐用年数を適用して減価償却を行っておりましたが、平成21年3月に事業所を移転したことに伴い、建物の使用状況等と比較した結果、従来採用していた耐用年数と実績に基づく使用可能予測期間に乖離が生じていることが判明されたため、使用可能予測期間に基づく経済的耐用年数を採用しております。経済的耐用年数の採用にあたっては、主に建物の賃貸借契約期間に基づき10年で償却を行っております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。 (2)無形固定資産（リース資産を除く） 同 左 (3)リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
--	--	--

3 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不可能見込額を計上しております。なお、当期の計上額はありません。 (2)賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担分を計上しております。 (3)役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。なお、当期末の計上額はありません。 (4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。	(1)貸倒引当金 同 左 (2)賞与引当金 同 左 (3)役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (4)退職給付引当金 同 左
4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	_____
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。	同 左

会計処理方法の変更

第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
_____	（リース取引に関する会計基準） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合は、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

表示方法の変更

第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
_____	（損益計算書） 前事業年度において「諸経費」に含めて表示しておりましたが「関係会社付替費用」は、金額の重要性が増したため区分掲記しております。

追加情報

第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
	(従業員賞与) 従業員に係る賞与のうち、従来は親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが負担していた従業員報酬制度の一部を、平成20年4月1日より当社の賞与制度に移行しました。 この従業員賞与制度の採用に伴い、当事業年度より本制度の賞与支給額を賞与に含めて計上しており、未払分をその他未払金に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第12期 (平成20年3月31日 現在)	第13期 (平成21年3月31日 現在)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。
未収入金 487,535 千円 その他未払金 827,011 千円	未収入金 1,761,851 千円 その他未払金 906,129 千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
建物 404,653 千円 器具備品 387,388 千円	建物 9,491 千円 器具備品 79,724 千円
*3 無形固定資産の償却累計額は以下のとおりであります。	*3 無形固定資産の償却累計額は以下のとおりであります。
ソフトウェア 5,984 千円	ソフトウェア 5,863 千円

(損益計算書関係)

第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。
投資顧問料 1,719,980 千円 委託調査費 3,557,843 千円 諸経費 356,331 千円	その他営業収益 1,886,868 千円 関係会社付替費用 973,715 千円
*2 固定資産除却損は、器具備品8,255千円であります。	*2 固定資産除却損は、以下のとおりであります。
	建物 141,821 千円 器具備品 13,953 千円 ソフトウェア 374 千円

(株主資本等変動計算書関係)

第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)				
発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	2,600	-	-	2,600

第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	2,600	-	-	2,600

（リース取引関係）

第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)			第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)																																																		
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引			ファイナンス・リース取引（借主側） （１）所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 主としてコピー機（器具備品）であります。																																																		
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額 及び期末残高相当額			リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「２ 固定資産の減価償却の方法」に記 載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、 リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取 引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた方 法によっており、その内容は以下のとおりであります。																																																		
<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>合 計</td></tr><tr><td>取得価額</td><td>千円</td><td>千円</td></tr><tr><td>相当額</td><td>21,511</td><td>21,511</td></tr><tr><td>減価償却</td><td></td><td></td></tr><tr><td>累計額</td><td>13,844</td><td>13,844</td></tr><tr><td>相当額</td><td></td><td></td></tr><tr><td>期末残高</td><td></td><td></td></tr><tr><td>相当額</td><td>7,667</td><td>7,667</td></tr></table>				器具備品	合 計	取得価額	千円	千円	相当額	21,511	21,511	減価償却			累計額	13,844	13,844	相当額			期末残高			相当額	7,667	7,667	<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>合 計</td></tr><tr><td>取得価額</td><td>千円</td><td>千円</td></tr><tr><td>相当額</td><td>6,603</td><td>6,603</td></tr><tr><td>減価償却</td><td></td><td></td></tr><tr><td>累計額</td><td>3,901</td><td>3,901</td></tr><tr><td>相当額</td><td></td><td></td></tr><tr><td>期末残高</td><td></td><td></td></tr><tr><td>相当額</td><td>2,702</td><td>2,702</td></tr></table>				器具備品	合 計	取得価額	千円	千円	相当額	6,603	6,603	減価償却			累計額	3,901	3,901	相当額			期末残高			相当額	2,702	2,702
	器具備品	合 計																																																			
取得価額	千円	千円																																																			
相当額	21,511	21,511																																																			
減価償却																																																					
累計額	13,844	13,844																																																			
相当額																																																					
期末残高																																																					
相当額	7,667	7,667																																																			
	器具備品	合 計																																																			
取得価額	千円	千円																																																			
相当額	6,603	6,603																																																			
減価償却																																																					
累計額	3,901	3,901																																																			
相当額																																																					
期末残高																																																					
相当額	2,702	2,702																																																			
なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形 固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利 子込み法により算定しております。			リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額 及び期末残高相当額																																																		
<table><tr><td>未経過リース料期末残高相当額</td><td></td></tr><tr><td>1年以内</td><td>4,846 千円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>2,821 千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>7,667 千円</td></tr></table>			未経過リース料期末残高相当額		1年以内	4,846 千円	1年超	2,821 千円	合計	7,667 千円	<table><tr><td>未経過リース料期末残高相当額</td><td></td></tr><tr><td>1年以内</td><td>1,803 千円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>899 千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>2,702 千円</td></tr></table>			未経過リース料期末残高相当額		1年以内	1,803 千円	1年超	899 千円	合計	2,702 千円																																
未経過リース料期末残高相当額																																																					
1年以内	4,846 千円																																																				
1年超	2,821 千円																																																				
合計	7,667 千円																																																				
未経過リース料期末残高相当額																																																					
1年以内	1,803 千円																																																				
1年超	899 千円																																																				
合計	2,702 千円																																																				
なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース 料期末残高が有形固定資産等に占める割合が低いため、 支払利子込み法により算定しております。			リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額 及び期末残高相当額																																																		
<table><tr><td>支払リース料及び減価償却費相当額</td><td></td></tr><tr><td>支払リース料</td><td>7,433千円</td></tr><tr><td>減価償却相当額</td><td>7,433千円</td></tr></table>			支払リース料及び減価償却費相当額		支払リース料	7,433千円	減価償却相当額	7,433千円	<table><tr><td>支払リース料及び減価償却費相当額</td><td></td></tr><tr><td>支払リース料</td><td>5,373千円</td></tr><tr><td>減価償却相当額</td><td>5,373千円</td></tr></table>			支払リース料及び減価償却費相当額		支払リース料	5,373千円	減価償却相当額	5,373千円																																				
支払リース料及び減価償却費相当額																																																					
支払リース料	7,433千円																																																				
減価償却相当額	7,433千円																																																				
支払リース料及び減価償却費相当額																																																					
支払リース料	5,373千円																																																				
減価償却相当額	5,373千円																																																				
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法によっております。			減価償却費相当額の算定方法 同左																																																		

（有価証券関係）

第12期（平成20年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）
該当事項はありません。

第13期（平成21年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの
該当事項はありません。

２．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計	売却損の合計
2,042	42	-

（デリバティブ取引関係）

第12期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第13期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第12期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第13期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
1.採用している退職金制度の概要 退職一時金制度を採用しております。	1.採用している退職金制度の概要 同左
2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務及び退職給付引当金 288,098千円	2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務及び退職給付引当金 365,135千円
3.退職給付費用に関する事項 退職給付費用 116,471千円	3.退職給付費用に関する事項 退職給付費用 92,614千円

（ストック・オプション等関係）

第12期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第13期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 給料 26,359千円	1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 給料 24,236千円
2.ストック・オプション等の内容 当社は、親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬に係る費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	2.ストック・オプション等の内容 同左

（税効果会計関係）

第12期 （平成20年3月31日現在）	第13期 （平成21年3月31日現在）
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 千円 流動資産 未払事業税否認 92,156 未払費用否認 93,386 賞与引当金損金算入限度超過額 94,386 減価償却超過額 69,079 貯蔵品 6,536 固定資産 退職給付引当金損金算入限度超過額 117,227 一括償却資産損金算入限度超過額 1,307 長期未払費用否認 8,894 親会社株式報酬制度負担額 14,480 繰延税金資産小計 497,451 評価性引当額 - 繰延税金資産計 497,451	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 千円 流動資産 未払事業税否認 16,469 未払費用否認 223,539 賞与引当金損金算入限度超過額 50,098 貯蔵品 3,767 固定資産 減価償却超過額 3,967 退職給付引当金損金算入限度超過額 154,912 一括償却資産損金算入限度超過額 1,015 長期未払費用否認 27,090 親会社株式報酬制度負担額 24,342 繰延税金資産小計 505,199 評価性引当額 - 繰延税金資産計 505,199
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.7 % （調整）	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.7 % （調整）

交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	3.3	交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	2.5
その他	1.1	その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>45.1</u> %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>43.1</u> %

（関連当事者情報）

第12期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ビー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,572,058 千米ドル	投資顧問業	（被所有） 間接100.0	無し	当社設定・運用商品の運用を再委託	投資顧問サービスの提供	1,719,980	-	-
								費用の立替払	741,740	未収入金	487,535
								投資顧問サービスの被提供	3,557,843	-	-
								諸経費の支払	44,537	その他未払金	827,011
								費用の立替払	1,229,764		

（注）１．上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の 子会社	アライアンス・バーンスタイン・インベストメント・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州 ニュー・キャッスル郡	16,505 千米ドル	証券業	無し	無し	投信商品に関する顧問業務	費用の立替払	21,927	未収入金	1,768
								外国投資信託等に係る兼業業務収入	297,172	-	-
								費用の立替払	91	-	-
親会社の 子会社	アライアンス・バーンスタイン・香港リミテッド	中国香港	80,000 千香港ドル	投資顧問業	無し	無し	出向者の派遣	費用の立替払	22,591	未収入金	1,445

（注）１．上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記兄弟会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

第13期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

１．関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ビー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,530,574 千米ドル	投資顧問業	（被所有） 間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	1,886,868	未収入金	1,719,841
							諸経費の支払	973,715	その他未払金	906,129

（注）１．上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の 子会社	アライアンス・バーンスタイン・インベストメント・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州 ニュー・キャッスル郡	16,505 千米ドル	証券業	無し	投信商品に関する顧問業務	費用の立替払	67,277	未収入金	40,503
							費用の立替払	24	その他未払金	-

親会社の子会社	アライアンス・バーンスタイン香港リミテッド	中国香港	80,000 千香港ドル	投資顧問業	無し	出向者の派遣	費用の立替払 費用の立替払	31,006 710	未収入金 その他未払金	1,506 -
---------	-----------------------	------	-----------------	-------	----	--------	------------------	---------------	----------------	------------

- (注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記兄弟会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク（非上場）

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）

アクサ・フィナンシャル・インク（非上場）

アクサ（ユーロネクスト証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

項 目	第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	2,130,561 円 97 銭	2,667,006 円 00 銭
1株当たり当期純利益	836,658 円 95 銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	536,444 円 03 銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下の通りであります。

項 目	第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
当期純利益（千円）	2,175,314	1,394,754
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	2,175,314	1,394,754
期中平均株式数	2,600	2,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

科 目	期 別	注記 番号	第14期 中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)
			金 額
(資産の部)			千円
流動資産			
現金及び預金			1,300,774
未収入金			3,303,806
未収委託者報酬			332,966
未収運用受託報酬			2,112,319
繰延税金資産			445,378
その他			178,746
流動資産合計			7,673,989
固定資産			
有形固定資産			
建物	*1		1,088,587
器具備品	*1		380,506
無形固定資産			7,237
投資その他の資産			
投資有価証券			908,911
長期差入保証金			1,228,054
繰延税金資産			241,962
その他			92,440
固定資産合計			3,947,697
資 産 合 計			11,621,686
(負債の部)			
流動負債			
未払金			
未払手数料			82,147
その他未払金			2,020,528
未払費用			238,843
未払法人税等			612,179
賞与引当金			494,389
役員賞与引当金			49,860
その他			57,287
流動負債合計	*2		3,555,233
固定負債			
退職給付引当金			395,475
長期未払費用			174,507
固定負債合計			569,982
負 債 合 計			4,125,215
(純資産の部)			
株 主 資 本			
1. 資本金			130,000
2. 利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			7,305,434
利益剰余金合計			7,305,434
株主資本合計			7,435,434
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			61,037
評価・換算差額等合計			61,037
純 資 産 合 計			7,496,471
負 債 ・ 純 資 産 合 計			11,621,686

(2) 中間損益計算書

科 目	期 別	注記 番号	第14期 中間会計期間 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)
			金 額
営業収益			千円
委託者報酬			1,466,059
運用受託報酬			2,410,108
その他営業収益			1,361,095
営業収益計			5,237,262
営業費用及び一般管理費			
営業費用			
支払手数料			516,247
その他			277,208

一般管理費	*1	3,577,171
営業費用及び一般管理費計		4,370,626
営 業 利 益		866,636
営業外収益	*2	6,807
営業外費用		275
経 常 利 益		873,168
税引前中間純利益		873,168
法人税、住民税及び事業税		595,964
法人税等調整額		224,015
法人税等合計		371,949
中間純利益		501,219

(3)中間株主資本等変動計算書

		第14期 中間会計期間 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)
		千円
株主資本		
資本金		
前期末残高		130,000
当中間期変動額		-
当中間期末残高		130,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		6,804,215
当中間期変動額		
中間純利益		501,219
当中間期変動額合計		501,219
当中間期末残高		7,305,434
利益剰余金合計		
前期末残高		6,804,215
当中間期変動額		
中間純利益		501,219
当中間期変動額合計		501,219
当中間期末残高		7,305,434
株主資本合計		
前期末残高		6,934,215
当中間期変動額		
中間純利益		501,219
当中間期変動額合計		501,219
当中間期末残高		7,435,434
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高		-
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		61,037
当中間期変動額合計		61,037
当中間期末残高		61,037
評価・換算差額等合計		
前期末残高		-
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		61,037
当中間期変動額合計		61,037
当中間期末残高		61,037
純資産合計		
前期末残高		6,934,215
当中間期変動額		
中間純利益		501,219
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		61,037
当中間期変動額合計		562,256
当中間期末残高		7,496,471

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

期 別	第14期 中間会計期間 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)
項 目	

1 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。 建物 10年 器具備品 3 ～ 8年 (追加情報) 減価償却の方法 従来、有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く。）は定額法）によっておりましたが、前事業年度の下期より定額法に変更しております。 なお、前中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響額は軽微であります。 減価償却の耐用年数 有形固定資産は、従来、税法耐用年数を適用して減価償却を行っていましたが、平成21年3月に事業所を移転したことに伴い、建物の使用状況等と比較した結果、従来採用していた耐用年数と実績に基づく使用可能予測期間に乖離が生じていることが判明されたため、使用可能予測期間に基づく経済的耐用年数を採用しております。経済的耐用年数の採用にあたっては、主に建物の賃貸借契約期間に基づき10年で償却を行っております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響額は軽微であります。 (2)無形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。 (3)リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
3 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金...一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間期の計上額はありません。 (2)賞与引当金...従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3)役員賞与引当金...役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (4)退職給付引当金...従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理...税抜方式を採用しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第14期 中間会計期間 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)
(資産除去債務に関する会計基準) 「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）が平成22年3月31日以前に開始する事業年度から適用できることになったことに伴い、当中間会計期間からこれらの会計基準等を適用しております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引中間純利益に与える影響額は軽微であります。

表示方法の変更

第14期 中間会計期間 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)

（中間貸借対照表）

前中間会計期間において「未収投資顧問料」として表示しておりましたものは、当中間会計期間より「未収運用受託報酬」として計上しております。

（中間損益計算書）

前中間会計期間において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当中間会計期間より「運用受託報酬」として計上しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第14期 中間会計期間末 (平成21年9月30日 現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
建物	66,934 千円
器具備品	116,383 千円
*2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第14期 中間会計期間 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)	
*1 減価償却実施額は以下のとおりであります。	
有形固定資産	94,101 千円
無形固定資産	1,211 千円
*2 営業外収益において、主要なものは以下のとおりであります。	
受取利息	475 千円
受取配当金	2,844 千円
消費税還付加算金	3,462 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第14期 中間会計期間 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)				
発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間増加 株式数（株）	当中間会計期間減少 株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	2,600	-	-	2,600

（リース取引関係）

第14期 中間会計期間 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)			
1. ファイナンス・リース取引（借主側）			
（1）所有権移転外ファイナンス・リース取引			
リース資産の内容			
主としてコピー機（器具備品）であります。			
リース資産の減価償却の方法			
中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。			
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた方法によっており、その内容は以下のとおりであります。			
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額			
	器具備品	合計	
取得価額相当額	6,603 千円	6,603	千円
減価償却累計額相当額	5,149	5,149	
中間期末残高相当額	1,454	1,454	
なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いとため、支払利子込み法により算定しております。			
未経過リース料中間期末残高相当額			
	1年内	1,047 千円	
	1年超	407 千円	
	合計	1,454 千円	

なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	1,027 千円
減価償却相当額	1,027 千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	1,168,191 千円
1年超	3,831,039 千円
合計	4,999,230 千円

（資産除去債務関係）

第14期 中間会計期間
(自平成21年4月 1日
至平成21年9月30日)

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間である10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（有価証券関係）

第14期 中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

種 類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差 額
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債券	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	-	-	-
投資信託受益証券	806,000	908,911	102,911
合計	806,000	908,911	102,911

（ストック・オプション等関係）

第14期 中間会計期間
(自平成21年4月 1日
至平成21年9月30日)

1. スtock・オプション等に係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名

一般管理費 17,714 千円

2. スtock・オプション等の内容

当社は親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬に係る費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。

（1株当たり情報）

項 目	第14期 中間会計期間 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)
1株当たり純資産額	2,883,258 円 29 銭
1株当たり中間純利益	192,776 円 61 銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないため、記載しておりません。	

（注）1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第14期 中間会計期間 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)
中間純利益（千円）	501,219
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	501,219

期中平均株式数（株）	2,600
------------	-------

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

- 委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。
- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
 - (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
 - (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
 - (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
 - (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更等
 該当事項はありません。
 なお、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
 該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) 受託会社
 名 称：三菱UFJ信託銀行株式会社
 資本金の額：324,279百万円（平成21年9月末現在）
 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- <再信託受託会社>
 名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
 資本金の額：10,000百万円（平成21年9月末現在）
 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成21年9月末現在)	事業の内容
PWM日本証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196 百万円	
コスモ証券株式会社	13,500 百万円	
日興コーディアル証券株式会社	10,000 百万円*	
日産センチュリー証券株式会社	1,500 百万円	
楽天証券株式会社	7,477 百万円*	

スルガ銀行株式会社	30,043 百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでおります。
中央三井信託銀行株式会社	399,697 百万円	銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

* 日興コーディアル証券株式会社および楽天証券株式会社の資本金は、平成21年10月1日現在の額です。

(参考) マザーファンドの投資顧問会社

名 称	資本金の額 (平成20年12月末現在)	事業の内容
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド	9百万英ポンド（約13億円） 英ポンドの邦貨換算レートは、1英ポンド＝131.83円（平成20年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	投資顧問会社として、有価証券に関する投資一任業務、投資助言業務およびその他付帯する業務を営んでいます。
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド	80百万香港ドル（約9億円） 香港ドルの邦貨換算レートは、1香港ドル＝11.75円（平成20年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社の業務

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 投資顧問会社の業務

マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との信託財産の運用に関する委託契約に基づき、信託財産の運用指図（国内余剰金の運用を除きます。）を行います。

3【資本関係】

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インクは、委託会社の全株を保有し、同社およびアライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドは、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの実質的な子会社です。

第3【参考情報】

計算期間中に提出した書類及び提出年月日

平成21年 2 月27日 有価証券報告書

平成21年 2 月27日 有価証券届出書

平成21年 8 月27日 半期報告書

平成21年 8 月27日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成22年2月1日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 雄一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・日本グロース株ファンドの平成20年12月2日から平成21年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株ファンドの平成21年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月19日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 加 藤 真 美
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月18日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 加 藤 真 美
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年 1 月30日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 雄一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・日本グロース株ファンドの平成19年12月1日から平成20年12月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株ファンドの平成20年12月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．前期の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月24日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大 畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。